

資料4 令和8年3月26日

第3回東京都地域福祉支援計画推進委員会

都内区市町村の地域福祉計画の策定状況等 (令和7年度調査)

東京都福祉局生活福祉部

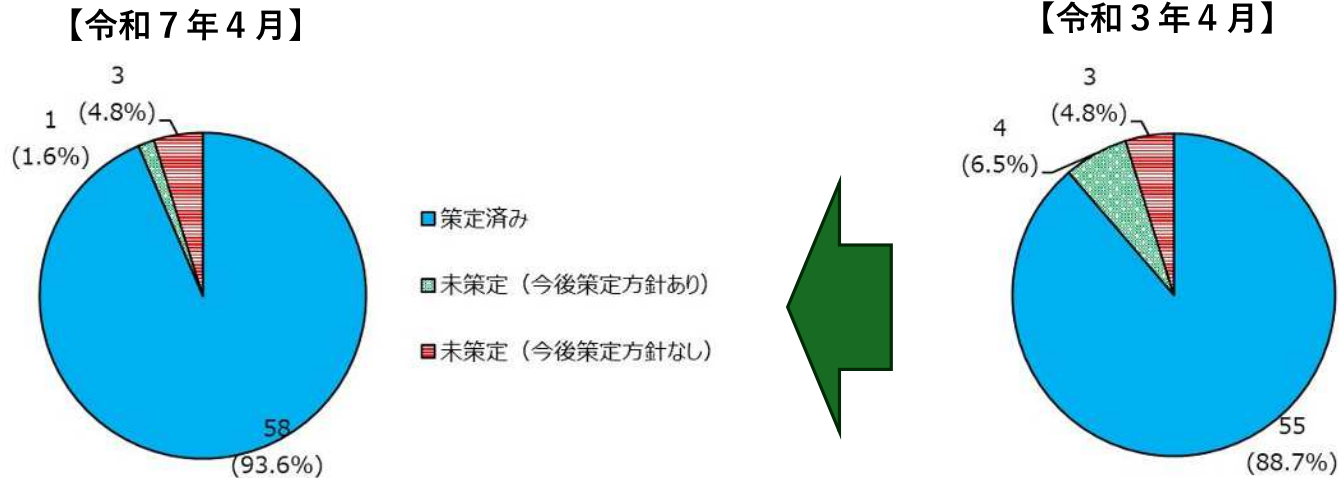
調査概要

- 目 的 東京都地域福祉支援計画の進行管理及び今後の施策検討等
- 実施期間 令和7年6月17日～7月11日
- 実施方法 電子メールでの調査票の送付・回収にて実施
- 回答結果 62区市町村（回答率100%）
- その他 重層的支援体制整備事業の取組状況に関する現況調査とあわせて実施

1 区市町村地域福祉計画の策定状況

計画の策定状況

計画の策定は、社会福祉法第107条により平成30年4月から、区市町村の**努力義務**とされている。



計画の形態

項目	回答数
単独計画	12
他の計画と合本	46



他計画	回答数
総合計画	9
介護保険事業計画	9
子ども・子育て支援事業計画	3
障害福祉計画・障害児福祉計画	8
その他	41

※その他の主な回答

高齢者計画、成年後見制度利用促進基本計画、健康増進計画、保健医療計画、福祉のまちづくり推進計画、地方再犯防止推進計画、自殺対策推進計画、食育推進計画、地域経営ビジョン、重層的支援体制整備事業実施計画 等

2 計画内容

- 計画の策定にあたっては、社会福祉法第107条第1項の各号、
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項について記載する必要がある。
- 国は「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について（令和3年3月31日 4局連名通知）において、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインを掲載し、各事項の内容を説明している。
- 都では、策定ガイドラインの内容を踏まえつつ、計画の記載内容について調査している。

計画に記載が多い項目（上位5項目）

	項目	現行計画	
		記載あり	記載なし
(ア)	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項	57	1
(サ)	ボランティア、市民活動の育成・活性化に関する事項	57	1
(イ)	上位計画としての位置付け又は他計画との関係に関する説明	56	2
(キ)	社会福祉協議会との連携に関する事項	56	2
(ニ)	災害時要援護者対策に関する事項	56	2

※ 計画を策定していない4自治体を除く58区市町村

2 計画内容

計画に記載が少ない項目（下位5項目）

	項目	現行計画	
		記載あり	記載なし
(テ)	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方に関する事項	37	21
(ク)	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進に関する事項	34	24
(コ)	企業・商店会との連携強化に関する事項	31	27
(ツ)	在宅医療に関する事項	30	28
(ス)	共生型サービスの推進に関する事項	26	32

計画に記載されているその他の項目

	項目	現行計画	
		記載あり	記載なし
(ウ)	地域福祉活動計画（社協）との連携に関する事項	54	4
(エ)	住民による主体的な地域課題の解決に向けた体制整備に関する事項	52	6
(オ)	地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	53	5
(カ)	多機関の協働による包括的支援体制の構築に関する事項	53	5
(ケ)	地域住民等が集う拠点の整備に関する事項	49	9
(シ)	町会・自治会の活動の支援に関する事項	43	15
(セ)	住宅確保要配慮者の居住支援に関する事項	39	19
(ソ)	生活保護に関する事項	40	18
(タ)	子供の貧困対策に関する事項	38	20
(チ)	生活困窮者対策に関する事項	54	4
(ト)	社会的孤立者（引きこもり、刑余者、外国人等）支援に関する事項	53	5
(ナ)	権利擁護に関する事項（成年後見制度など）	55	3
(ヌ)	民生・児童委員の活動の支援に関する事項	52	6
(ネ)	福祉人材の確保・定着・育成に関する事項	55	3
(ノ)	福祉サービスの質の向上に関する事項	53	5
(ハ)	教育機関との連携強化に関する事項	44	14
(ヒ)	福祉のまちづくりに関する事項	45	13

※ 計画を策定していない4自治体を除く58区市町村

参考 その他の記載事項（自由記載）

福祉教育の推進、移動支援に関すること、第三者評価事業の推進と支援、重層的支援体制整備事業に関する事項（重層的支援体制整備事業計画）、意思決定支援の普及啓発、消費者被害防止に関する事項、多文化共生の促進、孤独・孤立対策に関すること

3 計画の推進体制等

1. 圏域の設定

項目	回答数
あり	27
なし	31

2. 評価指標の設定

項目	回答数
あり	32
なし	26

3. 計画推進委員会の設置

項目	回答数
あり	39
なし	19

計画推進委員会の構成	回答数
庁内のみ	2
外部委員あり	37

4. 関係機関との連携方法

※ 自由記載（主な意見）

地域生活課題を解決するにあたり、連携している関係機関はさまざまだが、関係機関との連携方法については、概ね4つに分類される。

1 既存の法定・制度上の会議体を活用した連携

支援会議（社会福祉法第106条の6）、地域ケア会議（介護保険法）、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議、要保護児童対策地域協議会など

2 地域のネットワーク・協議会等を活用した連携

高齢者見守りネットワーク、児童虐待防止ネットワーク、地域福祉推進協議会、地域包括ケア推進会議、民生委員・児童委員協議会、子ども食堂ネットワーク会議など

3 事業者等との協定・包括連携

社会福祉協議会との協定（重層事業の協働実施）
水道局、JKK、UR、民間事業者等との見守り協定
災害時要支援者の安否確認・個別避難計画との連動など

4 事案ごとの個別・柔軟な連携（ケース対応）

ケース会議・検討会議の随時開催、相談内容に応じた招集メンバーの選定、島しょ部等における限られた関係機関での柔軟対応

4 地域福祉の推進、包括的な支援体制の整備にあたっての課題

※ 自由記載（主な意見）

（地域福祉の担い手）

○ 担い手の確保・高齢化

町会・自治会、民生・児童委員等が地域福祉を支えてきた一方で、**高齢化や負担増、参加者の固定化**が進んでおり、**新たな担い手の確保・育成**が課題

（地域で支え合う機能）

○ つながりの広がりにくさ

地域福祉活動は行われているものの、**活動の輪を広げにくい状況**があり、関心があっても時間・体力等の制約から参加につながりにくい層への対応が課題

○ 都市的特性・居住形態の変化

単身世帯の増加、人口流動、集合住宅の増加、町会加入率の低下等により、**従来型コミュニティの接点が届きにくい場面**が増えており、関わり方の多様化を踏まえた工夫が課題

○ 見守り・居場所の充実

緩やかな見守りから手厚い見守りまで**ニーズが多様化**する中、担い手の負担増や、居場所・相談場所の拡充に伴う**財源面の制約**が課題

（地域と支援関係機関をつなぐ機能）

○ 複雑・複合化する課題への対応

8050から9060への移行、ダブルケア、ひきこもり、孤独・孤立等の**複雑・複合化する課題**に対し、**早期把握・早期支援、予防的取組**の強化が課題

（支援関係機関が連携して支援する機能）

○ 多機関協働・情報共有

個人情報保護と支援に必要な情報共有の両立について、**判断に迷いが生じる場面**があるため、目的・範囲・手順の整理や支援機関間の連携強化が課題

○ 推進体制・地域特性

地域福祉推進に当たり、**庁内横断の体制整備、人材確保、DX推進**に加え、山間部・島しょ部等の**地域特性に応じた支援体制の確保**が課題

参考資料

1. 社会福祉法の規定

(市町村地域福祉計画)

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第八十条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

2. 通知

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について（令和3年3月31日 4局連名通知）

https://www.mhlw.go.jp/content/tuuti_210331.pdf

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

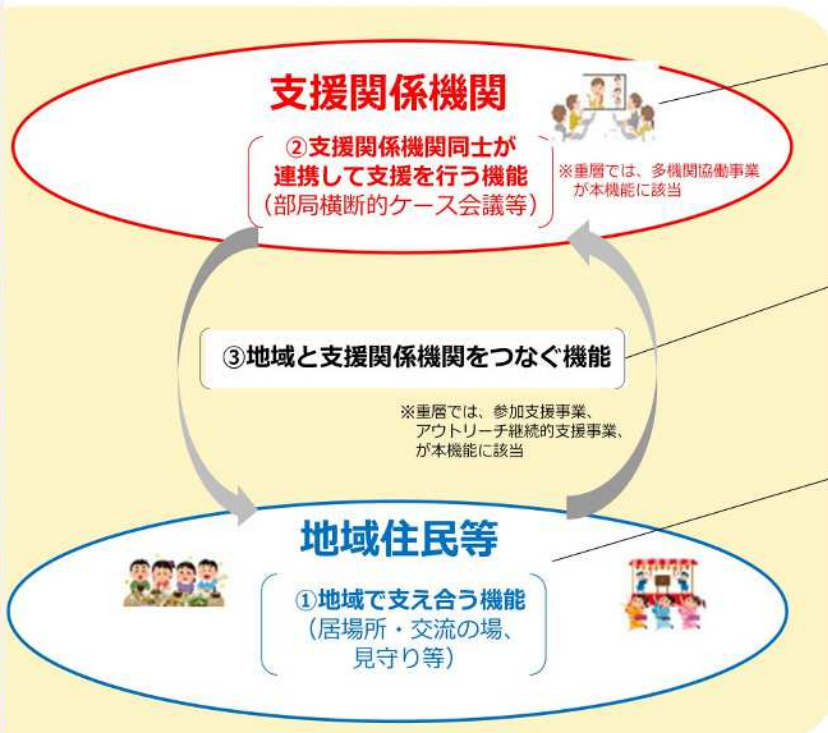
イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
 (※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定
 市町村は、地域の实情に応じた次に掲げる施策（1～3号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

「イメージ図」

「現行条文との関係」

これら支援を一体的に行う「包括的な支援体制」



◎ 106条の3 第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第1号・2号前段

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項） 支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）
 (注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略